

江府町国民健康保険第三診療所 日野郡江府町江尾字高ノ前一九四四  
武田 医院

松田 医院  
日野郡日野町根雨二二九

## 鳥取県告示第五百八十六号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、次の者についての使用料の額は無料とする。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）第八条の梅毒血清反応についての医師の検査又は同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査を受ける者

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

# 鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日在日は休日には引き受け  
る翌日)

施設名	所在地	申出の受理日
森 医院	岩美郡国府町大茅谷十 三ノ二	法第三十七条第一項による申出 の都道府県名 昭和四十一年八月二十日
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇	
	兵庫県	

## 鳥取県告示第六百十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

診療所の名称 所 在 地 法第三十七条第五項の規定による申出の都道府県名 年 月 日

太田原医院 気高郡気高町宝木 島根県、岡山県、兵庫県、昭和四十一年九月二十四日

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第六百十三号  
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定

たゞやうふのいわく表示する。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 泰

法第三十七条第五項の規定により申出の受理の

じ出た都道府県名 年 月 日

療養取扱機関名 所 在 地

昭和四十一年十一月十日

牧田 医院 倉吉市琴町川五七、岡山県

昭和四十一年十一月十日

由良歯科医院 東伯郡大栄町由良五

昭和四十一年十一月十日

朝倉歯科医院 米子市上福原一五八

昭和四十一年十一月十日

鳥取県選舉管理委員会監査官

昭和四十一年十一月十日

# 鳥取県選舉

△監査公告 定期監査等の結果の公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和40年度に係る別記機関の定期監査等を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和41年11月15日

鳥取県監査委員 浜 田 庄 二

同 同 中 田 玉 平

同 同 新 見 佐 佐

同 同 竹 の 家 啓 三 郎

記

監 査 節 所 執 行 年 月 日

米子見置相談所

倉吉

中央

6月2日

3日

7日

17日

22日

郡家

浜村

5月16日

(号外) 第65号

木曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第64号

昭和41年11月10日

鳥 取 県 公 報 (号外) 第64号

昭和41年11月10日

療養取扱機関名 所 在 地 法第三十七条第五項の規定により申出の受理の  
し出た都道府県名 年 月 日

牧田 医院 東伯郡大栄町由良五 全国都道府県 十五年

由良歯科医院 五六田 全国都道府県 一二九年

朝倉歯科医院 米子市上福原一五八 全国都道府県 一二九年

なう鳥取市議会議員の選擧舉はなじめ、投票用紙を提出せしむる投票所以外の投票所における投票の順序及び開票の順序を、公職選舉法(昭和1十五年法律第二四九)第百一十九条の規定により次のとおり定める。  
百一十九条の規定により次のとおり定める。  
昭和四十一年十一月十日

1 投票の順序  
1. 鳥取県知事選舉の投票  
2 鳥取市議会議員選舉の投票

1. 選舉の順序  
1. 鳥取県知事選舉の投票  
2. 鳥取市議会議員選舉の投票